

## 審議会等の会議の概要の記録

|                |  |                            |       |       |       |
|----------------|--|----------------------------|-------|-------|-------|
| 会議の名称          | 令和6年度 第2回甲州市国民健康保険運営協議会  |                            |       |       |       |
| 開催日時           | 令和6年 9月18日（水）<br>開会：午後7時00分 閉会：午後7時45分   |                            |       |       |       |
| 開催場所           | 甲州市役所 第一会議室  |                            |       |       |       |
| 協議会委員<br>出席の状況 | 出席：10名〔下表のとおり〕 欠席：4名（近藤永委員・岩瀬輝彦委員・佐藤多賀子委員・沢戸健一委員）〔委員総数14名〕   |                            |       |       |       |
|                | 被保険者代表 委員  | 田邊 敏子                      | 小澤 一博 | 三森由美子 |       |
|                | 保険医・薬剤師 委員   | 高木 陽一                      | 田中 千絵 |       |       |
|                | 公益代表 委員  | 雨宮 正明                      | 荻原 雄司 | 宮原 健一 | 丸山 元樹 |
|                | 被用者保険等代表 委員  | 小川 朝樹                      |       |       |       |
| 会議の公開等の状況      | <input checked="" type="checkbox"/> 公開   | 〔傍聴人数 又は 非公開の理由等〕<br>傍聴者なし |       |       |       |
|                | <input type="checkbox"/> 非公開   |                            |       |       |       |
| 当局出席者          | 市民課：土橋美和〔課長〕<br>松沢則子〔国保・年金担当リーダー〕<br>河野恵〔国保・年金担当 課員〕<br>伊藤千咲〔国保・年金担当 課員〕<br>税務課：飯島泉〔課長〕<br>吉岡栄治〔市民税担当リーダー〕<br>小林香織〔市民税担当 課員〕 |                            |       |       |       |
| その他の出席者        | なし   |                            |       |       |       |
| その他の事項         | ・会議録署名委員の指名が行われ、被保険者代表 小澤一博委員に決定した。  |                            |       |       |       |

|                            |  |
|----------------------------|--|
| 会議の名称                      | 令和6年度 第2回甲州市国民健康保険運営協議会  |
| 議 事                        | (1)令和7年度 甲州市国民健康保険税について  |
| 議 事 概 要<br>及 び<br>主 たる 意 見 | <p>(1) 令和7年度甲州市国民健康保険税について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和7年度甲州市国民健康保険税の改定について資料により説明。</li> <li>・ 市からの諮問（国保税改定）について、運営協議会として下記のとおり答申することとした。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 後期高齢者支援分の所得割率を2.39%とする。（現行1.85%）</li> <li>○ 介護支援分の所得割率を2.03%とする。（現行1.58%）</li> <li>○ 介護支援分の均等割額を9,900円とする。（現行7,300円）</li> <li>○ 介護支援分の平等割額を6,450円とする。（現行4,500円）</li> </ul> </li> </ul> <p>① 委員からの意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和2年度に国保税の資産割をなくし、厳しい財政状況の中で何とか持ちこたえてきた。これは収納率向上のために努力をされてきた成果であると思う。現行の税率だと財政状況が大変厳しいことや、介護分の税率(額)が他市と乖離していることも理解できるため、事務局提案の改定案に賛成する。</li> </ul> <p>② 委員からの質問</p> <p>Q：県の標準保険料率に合わせるのは何年後か？必ず県の基準に合わせなければいけないリミットは決まっているのか？</p> <p>A：県が策定した国保運営方針によると、令和12年度に国保税(料)統一を目指す、とされているが、まだその時期が確定されておらず定まっていない状況。よって、リミットは定まっていない状況。</p> <p>Q：今回、比較的低い税率で改定を行い、また何年後かに税率改定をするより、今回の改定で県が示す標準保険料率にある程度近づけておいた方が後々よいのでは？</p> <p>A：県が示す標準保険料率は、あくまで特別交付金や一般会計からの繰入金を加味しない形で、税込だけで納付金を納めなければならない場合の税額であるため、参考程度の税額と捉えていただきたい。よって、現段階ではここまでの税額改定は必要ないと考える。</p> |

|       |  |
|-------|--|
|       | <p>Q：応能割と応益割の割合は現行どうなっているか？</p> <p>A：理想は応能割50%、応益割50%であるが、甲州市の現行は、応能割58%、応益割42%である。所得割のみ改定すると、応能割がさらに増えることでさらにバランスが悪くなる。均等割と平等割も改定することで、応能と応益の割合は現行を保てる。</p> |
| 今後の予定 | <p>第3回運営協議会は書面開催とし、事務局で答申案を作成して委員に送付し協議した後に、10月中に会長から市長へ答申をする。</p>   |